

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）（案）」に対する市民意見の内容及び市の考え方

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見については内容を要約し、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、内容により分割するなどして掲載していますので、ご了承ください。

平成28年3月

名古屋市

実施結果

1 募集期間 平成27年12月25日(金)から平成28年1月25日(月)

2 意見提出状況

意見提出者数 15人 意見総数 54件

(人)

区分	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	無回答	計
女性	—	—	1	2	6	1	10
男性	1	—	1	1	2	—	5
無回答	—	—	—	—	—	—	—
計	1	—	2	3	8	1	15

3 意見提出方法

(人)

郵送	FAX	電子メール	計
7	3	5	15

4 意見の内訳

(件)

項目	意見数
計画全般	5
基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見	14
基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実	30
基本方向3 総合的な支援体制の強化	4
その他	1
計	54

寄せられた主な意見と本市の考え方

1 計画全般（5件）

- 第1章において、他の計画との整合性をうたっているが、被差別部落（同和地区）出身者・居住者への支援の充実が欠落しているので、ぜひいれていただきたいと思います。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、基本方向2—目標(3)—②の説明文中、「背景」を「背景（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等の様々な困難）」と記載します。

- 保育園における虐待事件や、学校での体罰などもあった。家庭内にとどまらず暴力から子どもを守る視野が必要である。

【市の考え方】

子どもの権利及びその権利を保障するための「なごや子ども条例」に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」に位置づけられた取組みと整合性を図るとともに、新たに「子どもへの支援の充実」を本計画の目標に掲げ、関係機関と連携し、子どもへの支援を進めてまいります。

- DV根絶に向け、非常に良い基本計画であるが、計画で定義している「被害者」「加害者」の基準が明確でない。虚偽や些細な事でのDV申請が増加して、真のDV被害者支援に支障をきたす恐れがある。

【市の考え方】

DVには、具体的にどのような行為があるのか等、DVの正しい理解が進むよう、DV根絶のための意識啓発をさらに進めてまいります。

- 小中学校でもっと子どもの権利宣言に関する学習をすべき。学校教育の場が最高のチャンスである。なごやは子どもを大切にするといわれるなら先進的教育を実施すべきである。

【市の考え方】

「子どもの権利条約」や「なごや子ども条例」の趣旨や内容の周知およびその精神を生かした人権教育などの施策の推進を図り、互いの人権を認めあう人間性豊かな子どもの育成に努めてまいります。

○地域住民の方の協力により「子ども110番の家」のDV被害母子バージョンを配置する。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただきます、関係機関に伝えてまいります。

2 基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見（14件）

目標(1)DVに対する理解の推進と防止意識の向上（14件）

①市民への意識啓発の推進

- 広報が足りないので、自分がDVを受けている事を気づかない女性が多いと思う。地下鉄での広告などをもっと定期的に行い、広く一般にDV（デートDVも含め）の啓発広報をしてほしい。
- DV予防、DV相談のきっかけとするため、DV事例とアドバイスの事例集などを作成するなど、DVについて正しい理解が進むよう広報をしてもらえたらうれしい。
- DVを目撃した子どもはPTSDを発症したり、暴力で問題を解決していく方法を身につけてしまう大人になってしまい、負の連鎖をもたらすことが少なくない。この問題を根本的に解決するためにはDV加害者に対する教育が必要である。
- 被害者支援とともに、加害者の啓発教育が必要である。「男らしさ」の誤ったイメージが流されている状況がある。

【市の考え方】

暴力を許さない社会の実現に向けて、広く市民向けの広報啓発の充実が重要であると考えています。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの視点から、若い世代に対する暴力防止の取組や、暴力によらないパートナーとの関係づくりなど、DV防止に向けた働きかけを進めてまいります。

②「デートDV」防止教育等の推進

- デートDV防止のためには大学、高校以前の小中学生への教育が重要だと思われま。一般的な人権教育に加え、暴力の構造やジェンダー意識などについて伝えることでDVだけでなく、いじめや様々なハラスメントの防止につながると思います。小中学生への教育をぜひ行っていただきたいです。

【市の考え方】

DVの背景には、性別にもとづく固定的な役割分担意識などの社会的な要因があるといわれています。本市においては、小中学生に向けては男女平等意識を育むために成長発達段階に応じた男女平等参画に関するハンドブックを配布・活用するなどの取組みを引き続き進めてまいります。

④相談を通じた啓発及び施策化の推進

- 「女性のための総合相談」とあるのに対し、「男性のための相談事業」となぜ平等でないのか。女性の問題は解決に取り組むのに対し、男性の問題は把握して終わりなのか。事業内容は全て平等にすべきである。

【市の考え方】

女性がこれまで社会的に差別を受けてきたという背景などから、国の計画においては女性に対するあらゆる暴力の根絶を掲げています。

本市では、男女平等参画推進センターにおいて、女性の自立支援のために女性のための総合相談を平成15年のセンター設立当初から始めたものです。

男性相談については、平成22年度の事業開始から相談日時の拡充にあわせて相談件数が増加傾向にあるため一定のニーズが伺えます。今後も相談日を増加するとともに、新たな支援事業を検討するなど充実を図っていきます。

⑤職員に向けたDV理解の推進

- 職員に向けたDV理解の推進で、とりわけケースワーカー、保健師などDV相談を受けられる可能性が高い人への研修をおこなってほしい。自身の経験でもこれらの職種の方の理解が非常に悪いように思う。
- 二次被害防止のためにも新規採用者や新任係長・課長だけでなく、全職員が定期的に研修を受けられること、特に被害者に関わることが多い部署の職員には年1回の研修の機会を確保していただきたいです。教職員に関しても、DV家庭の子どもたちに接する最前線であるため人権教育に加えてDVに関する専門研修が必要だと思います。

【市の考え方】

相談窓口のみならず、市民と接する様々な部署において、DVへの理解が深まるよう、研修に取り組んでまいります。

⑥配偶者暴力に関する調査研究

- 近年DVの相談件数が増加しているが、虚偽、又は法の想定に合致しない些細な事までDVとして一括りにされている。
虚偽のDV支援申請があることを認識し、対応策の策定が必要である。
- 次回の計画策定調査時には、今後必要と思われる施策について、調査回答項目として、虚偽DVの取り組みを入れてください。
- 現状について、女性の統計しかない。男性の現状も考察して計画作成をするべき。
- DVに対する正しい理解が進む様、虚偽DV申告の存在を明確にして、その対策を計画策定の課題としてください。
- 虚偽DVで加害者扱いされた人も配偶者からの精神的DV被害者として被害者支援を拡充してください。
- DV死亡事例の検証のため、有識者会議を実施する。

【市の考え方】

DV被害の背景には多様かつ複合的な問題が含まれていると考えております。DVに関する調査研究に努めてまいります。

3 基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実（30件）

目標(3)相談及び保護体制の充実（15件）

①配偶者暴力相談支援センターの機能強化

- 2次計画の評価と課題の中で、配偶者暴力相談支援センターの調整機能の強化で配偶者暴力防止参与の設置とあるが、配置の成果は何か。

【市の考え方】

平成26年度から配偶者暴力防止参与を設置し、DV支援施策の方向性、関係機関との連携のあり方等について検討を行うとともに、本計画の策定について、助言を受けました。また、参与が支援者研修の企画調整及び事例検討の講師を務めるなど、支援者育成のための研修の充実に努めております。

- 配偶者暴力相談支援センターのコンサルテーション機能の充実や職員のスキルアップの具体的な見通しは。
- コンサルティングのためには、DV相談の現場経験のあるスーパーバイザーが不可欠であると思うので、外部のスーパーバイザーを導入するのであれば、学識だけでなく経験や幅広い人脈のある人材を登用していただきたいです。配偶者暴力相談支援センターとしても、適切なコンサルティング業務ができるよう現場感覚のある人材を配置し、相談等の現状を十分把握できるよう努めていただきたいと思います。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、配偶者暴力相談支援センターの機能強化として、支援者の育成やコンサルティング機能の充実に努めてまいります。

- 配偶者暴力相談支援センターは、DV相談についてその相手方からの問い合わせには一切応じないなどという対応をしている。公平中立、男女平等な名古屋市の対応が必要である。

【市の考え方】

DVは被害者等の生命・身体の安全をも脅かす恐れがある重大な問題であることから、本市としましては、安全確保を最優先として相談支援の対応をしております。本計画の基本方針にもありますように、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指し、被害者等の安心と安全に配慮した支援のために、切れ目のない相談・支援の充実を進めてまいります。

- ケースによってはケースカンファレンスに民間団体等、行政以外の支援関係者も参加できるようにしてほしい。

【市の考え方】

被害者の相談支援のために、関係機関・民間団体と十分な連携を図りながら対応してまいります。

②相談支援体制の充実

- コーディネート機能を果たす高度な専門職の相談員を正規職員として十分な人数で確保すべきである。
- 相談員の有期雇用を見直してほしい。
- 現場の支援体制を強化して、直接支援するよう人員配置をしてほしい。
- 支援を担う相談員の継続性のある雇用も視野に入れての相談員育成をお願いしたい。
- 研修は大切だが、経験の蓄積などにより、より良い支援が可能になると思われるので、女性福祉相談員が継続して勤務できるよう雇用条件等を見直し、スキルのある相談員が配置されることを願います。

【市の考え方】

研修の体系化や内容の充実を図ることにより、支援者の育成・組織対応力の強化を行うとともに、相談件数などの状況を踏まえ、相談支援体制の強化について検討してまいります。

- 一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮（ワンストップサービス）については被害者の負担軽減のために大切なことだと思うので、どの相談窓口でも同じレベルの対応ができるよう周知徹底していただきたいです。

【市の考え方】

被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて、繰り返し被害について説明することは、心理的に大きな負担となること等から、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮をした支援に引き続き努めてまいります。

③被害者等の安全確保

- 女性相談センターは、絶対手が出せない安全を確保された場所として機能を充実すべきである。できないのであれば、市が独自に女性相談センターを作るべきである。
- DV被害者は圧倒的に女性が多い現状ですが、被害者男性向けやLGBTなど一般の一時保護所が利用しにくい方向けの一時保護所についても検討し、試行ができると良いと思います。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、関係機関に伝えてまいります。

- DVシェルターは、もっと助成金を出すなどして利用しやすくすべき。
- 民間シェルターを利用する場合、利用料などの自己負担なく利用できるように施策を拡充してください。

【市の考え方】

本市は民間団体への財政的支援として、民間シェルターを運営する団体に家賃補助を行っております。今後も、民間団体との連携の方法について検討してまいります。

目標(4)被害者の自立支援の充実（3件）

①自立に向けた支援

- 自立支援の項目が挙がっているが、これらの制度の利用だけでは不十分で、制度の拡充とともに伴走者となるサポーターが必要だと思います。被害者のサポーター役の確保についても検討していただきたいです。

【市の考え方】

被害者の自立支援のために、関係機関・民間団体と十分な連携を図りながら対応してまいります。ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

- 母子生活支援施設は、自立のためのトータル的な支援を行っている重要な施設であり施策。市直営ではなく、指定管理施設になったが、なじまない。先進都市を名乗るなら指定管理そのものを見直すべきである。

【市の考え方】

母子生活支援施設については、運営法人が適正な運営を行うよう、連携・指導を行い、母子の自立が図られるよう支援を継続してまいります。

- 母子生活支援施設の改築・整備は早急に進めていただきたいです。

【市の考え方】

施設の老朽化等の解消及び入所している母子の生活環境の改善のため、必要な改築整備については進めてまいりたいと考えております。

目標(5)被害者等の心理的ケアの充実（3件）

① 精神的な支援

- 被害者のグループでのケアが行われるプログラムが行われることに期待します。

【市の考え方】

被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図るための「サポートグループ事業」を進めてまいります。

- 「DV被害者とその子どものための心理的ケア」はぜひ行っていただきたいです。継続的にカウンセリングが受けられるよう経済面も含め検討していただきたいです。

【市の考え方】

被害者は繰り返される暴力などにより、精神的に不安定な状態にある場合があります。また同伴する子どもについても、同様に心理的被害を受けている場合や避難先での新しい生活になじめない場合があります。こころの健康を取り戻し、自立した生活へつながるような方策について検討してまいります。

- 精神保健福祉センター等による支援が挙げられているが、被害者の特性や状況を把握して対応できるよう配偶者暴力相談支援センター等との連携を強化していただきたいと思えます。

【市の考え方】

精神保健福祉センター等では、こころの健康に関する相談に応じるとともに、医療機関などの関係機関と連携して精神的支援を行っています。今後も被害者の特性や状況に応じて、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して支援を行ってまいります。

目標(6)子どもへの支援の充実（6件）

① 子どものこころのケア

- いかなる場合も子どもにとっては父親、母親である事を前提に施策を策定すべきであり、一方の言い分しか聞かない現行制度の中で誤った断絶は児童虐待である。名古屋市がこの虐待に加担するべきではなく、正しい判断ができる制度の構築が急務である。
- いかなる場合も子どもにとっては父親、母親である事を前提に施策を策定すべきであり、一方の言い分しか聞かない現行制度の中で誤った断絶は児童虐待である。子どもが発症する片親疎外症候群の症状を職員はじめ関係者に認識を深めて頂きたい。

【市の考え方】

子どもの権利及びその権利を保障するための「なごや子ども条例」に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」に位置づけられた取り組みと整合性を図るとともに、子どものこころのケアなど子どもの支援の充実を進めてまいります。

②子どもへの学校等の支援

- 保育所等の利用にかかる配慮で入所したとき、保育士に関する研修やサポートはどのように行うのか。

【市の考え方】

本市では、保育所におけるリスクマネジメントや保護者支援などをテーマに研修を実施しており、保育士の専門性の向上に努めているところでございます。また、園内研修の実施やマニュアル配布等を行うことにより、研修受講生だけでなく、保育所全体の共通理解と対応の徹底を図っているところでございます。今後とも、研修の充実を図りながら、保育士の専門性の向上に努めてまいります。

- なごや子ども応援委員会の体制充実とあるが、体制だけでなく、連携へのサポートコンサルティングがいるのでは。

【市の考え方】

体制の充実に併せ、学校や関係機関との連携向上も進めてまいります。

- 貧困の連鎖を断ち切るための支援の前に、ひとり親家庭を作らない施策を策定すべき。名古屋市は女性限定セミナーなどで離婚を助長しているが施策の誤りである。夫婦、家庭が円満になる施策を策定し、ひとり親家庭を作らないことが先決である。DV相談があったら、直ぐに被害者意識を助長し、事態の修復を尚更困難にしてしまう現状の取り組みは間違いである。

【市の考え方】

DVの原因として、男女の性別による固定的な役割分担意識などが考えられており、男女平等意識や人権意識とも深く関わることから、DVについての正しい理解が進むよう意識啓発の推進を充実するとともに、男女平等参画推進センター等においてセミナー等を実施するなど支援を進めてまいります。また、DVの相談・支援におきましては被害者等の安心と安全に配慮した支援を進めてまいります。

- 「支援が必要な子どもへの学習サポート事業」は中学生が対象となっていますが、早い時期からの学習支援が必要と思われるため小学生も対象にしていきたいです。

【市の考え方】

学習支援事業の実施にあたっては、貧困の連鎖防止という観点から、生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生の進学に焦点を当て、施策の充実を進めているところです。ご意見をいただきました、中学生以外の対象者につきましては、今後の検討課題と考えております。

目標(7)外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実（3件）

①外国籍被害者への支援

- 事業の周知と、保護や支援を求める外国籍当事者と保護、支援に当たる支援者との意思疎通を図るために通訳の派遣、配置を全市的に実施し、充実させてください。
- DVにより精神的な疾病を抱える人が増えており、外国籍被害者も、公的な医療通訳制度との連携により、通訳を入れたカウンセリングが受けられるようにしてください。

【市の考え方】

「女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業」や、名古屋国際センターにおいてトリオホン等を活用し、多言語の相談に応ずるなど、外国籍被害者の相談支援を実施しております。現行の事業の充実を図るなど、被害者個々の立場、状況に十分配慮した相談支援を進めてまいります。

- DVによる離婚後、ひとり親として、外国籍女性が生活していく上で、最大の問題は就労で、日本語の読み書きが十分にできないことが大きなハードルになっています。生活保障付の日本語研修や、「学習言語」としての日本語習得を目的とした公立の夜間中学、高校へ外国籍枠で受け入れるなどの施策を具体的に検討してください。

【市の考え方】

名古屋市立の夜間定時制高校については、現在も外国籍の生徒を受け入れ、一人一人の状況に応じた学習支援に努めております。いただいたご意見を踏まえ、今後もしきめ細やかな学習支援に努めてまいります。名古屋市内で入学希望者を募集している夜間中学は、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が運営をしています。いただいたご意見は伝えさせていただきます。

4 基本方向3 総合的な支援体制の強化（4件）

目標(8)総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進（4件）

②関係機関・民間団体との連携・協力の推進

- きめ細かく支援計画が立てられていると思います。DV相談は相談者の命に関わるだけに24時間の相談体制が必要であるため、NPO、NGO、地域の人たちとの連携が不可欠です。障害女性や部落女性、在日コリアン女性たちにとって、DVの背景にあるそれぞれのグループの背景が理解されていないと2次被害を生みます。当事者の中から、相談員を育てる事を考えていただけたらと思います。

【市の考え方】

DVについては、複合的な問題が含まれており、被害者の相談支援には、様々な関係機関・民間団体との連携・協力の推進が重要かつ不可欠なことであると考えております。また、二次的被害を生むことがないように、支援者のスキルアップのための研修の充実を図ってまいります。

- DVの通報も義務化して、受付け先は警察にお願いし、早々に動いてもらうべきである。通報が多く、確認行動が行われれば抑止力となると考えるべきである。
- 警察との連携について、被害者を保護するのは必要であるが被害者が不自由な生活を強いられるのではなく、加害者の刑事罰化を警察と協力して実施していくべきである。報復を受けないために裁判所の保護命令を活用し、十分な保護を実施していくべきであり、警察との情報共有、協力体制の確立が必要ではないか。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、被害者の安心と安全の確保のため、引き続き、愛知県警察と緊密に連携を図ってまいります。

- 民間団体との連携は必須なので、民間団体の研修等への参加はもちろん、経済面でも支援を図っていただきたいと思います。

【市の考え方】

被害者支援に関する豊富な経験や専門知識を有する民間団体との連携は重要かつ不可欠なものと考えており、民間団体の本市が開催する研修への参加やDV被害者等のためのシェルターを運営する民間団体に家賃補助などを行っております。

5 その他（1件）

- 生活保護受給中のDV被害者が法テラスを利用した場合の弁護士報酬に係る生活保護における収入認定について、適切な対応がなされるようにしていただきたいと思います。

【市の考え方】

本件につきまして、弁護士への依頼により収入を得た場合は、収入から弁護士費用を必要経費として控除する場合もございます。生活保護における収入認定につきましては、引き続き適切な対応に努めてまいります。

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2519

FAX 052-972-4438

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。